

(お知らせ)
「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」について

平成 25 年 5 月 20 日 (月)
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室
代表：03-3581-3351
直通：03-5521-8311
室長：更田 真一郎 (内線 6595)
補佐：林 里香 (内線 6597)

環境省は、この度、「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」を作成いたしました。また、併せて、平成 25 年 2 月 26 日 (火) から 3 月 27 日 (水) まで行った「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル (案)」に対する意見募集 (パブリックコメント) について結果を公表します。

1. 背景

環境省では、農薬による陸域生態系への影響について、リスク評価・管理の手法を確立するため、平成 20 年度から「農薬による陸域生態リスク評価・技術開発調査」を実施し、陸域生態系への農薬影響の評価の在り方等を検討してきました。その議論を踏まえ、平成 24 年 7 月、「鳥類の農薬リスク評価・管理手法暫定マニュアル」(以下「暫定マニュアル」という。)を取りまとめ、公表しました。

今般、データ不足のため推計方法が確定していなかった種子処理剤の残留農薬濃度の推計方法を定めて暫定マニュアルを改訂し「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」(以下「マニュアル」という。)を作成したので、お知らせします。

2. 「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」について

取りまとめられたマニュアルは、下記 URL から御覧いただけます。

http://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/ecol_risk/man_avian.html

このマニュアルは、農薬メーカーが、農薬の開発段階から鳥類への農薬の影響に適切に配慮した自主的取組を行えるよう、鳥類に対する農薬リスク評価・管理の具体的なツールを提供するために作成したものです。農薬メーカーに対し鳥類への農薬リスクを低減するため、幅広く活用いただくようお願いしています。

3. 「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル (案)」に対する意見募集 (パブリックコメント) を平成 25 年 2 月 26 日 (火) から 3 月 27 日 (水) まで行いました。

いただいた意見及びこれに対する考え方については、下記 URL を御参照ください。

<http://www.env.go.jp/info/iken/h250328a.html>

「鳥類の農薬リスク評価・管理手法マニュアル」の策定

平成 25 年 5 月

水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

1 農薬による生態影響への対応

- 農薬による生態影響については、農薬取締法に基づき、水域生態系を対象に、農薬によるリスク評価・管理を実施（水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定など）。
- 一方、陸域生態系については、リスク評価・管理の手法が確立されておらず、第3次環境基本計画でも検討が必要とされていた。

2 マニュアルの概要

我が国では、通常の営農に伴う農薬の適正な使用によって鳥類が死亡したと推定される事例は確認されないため、現時点では鳥類に対する農薬の影響は、国としてリスク管理措置を講じなければならないレベルにはない。しかし、我が国において、海外で発生したような鳥類の死亡事故が発生しないよう、農薬メーカーが、農薬の開発段階から鳥類への農薬の影響に適切に配慮した自主的取組を行えるよう、鳥類に対する農薬リスク評価・管理の具体的なツールを提供するために作成したもの。農薬メーカーに対し鳥類への農薬リスクを低減するため、幅広く活用いただくよう要請している。

- 本マニュアルで示した方法で試算したリスク評価の結果と講じたリスク低減対策については、公表を推奨。
- リスク評価は、短期間の経口ばく露（作物・種子・昆虫・水経由）による急性影響を対象に、推定ばく露量と毒性評価値を比較して行う。リスク評価の指標種はスズメとする。

3 パブリックコメントの募集

マニュアル案について平成 25 年 2 月 26 日から 3 月 27 日までパブリックコメントを実施し、提出された意見を踏まえ、マニュアルを適宜修正。

4 マニュアルの公表

5 月 20 日 マニュアル及びパブリックコメントの実施結果の公表
農薬開発企業、関係省庁に周知